

## 県立読谷高等学校への米軍車両の無断侵入に対する意見書

平成 26 年 1 月 17 日午前 8 時 20 分頃、本村在の県立読谷高等学校に米軍嘉手納基地第 18 航空団所属の車両 3 台が無断侵入し、校内で方向転換して走り去って行くという極めて占領意識丸出しの事態が発生した。

県内においては、米軍車両の教育施設への無断侵入が過去にも度々発生しており、これまで危険性が指摘され大きな問題になった経緯もあることから、再び学校敷地内まで侵入したことは、到底容認できるものではない。

特に当日は約 1,000 名余の生徒及び学校職員が登校、通勤する時間帯にあたり、一歩間違えば大きな事故が起こりかねない状況にあった。このように、本来なら安全であるべき教育施設内に無断侵入し生徒や学校職員に恐怖感をあおる、不安を与えたことに激しい憤りを覚えるものである。

本村においては、平成 24 年 11 月に発生した米兵による住居不法侵入・傷害・器物破損事件をはじめ米兵によるその他の事件・事故に抗議し、兵員の綱紀粛正、教育の徹底、再発防止等を米軍当局に強く申し入れしてきたにもかかわらず、このように米軍車両がこともあろうに教育施設に無断侵入するという事態が発生したことは、米軍の綱紀粛正という言葉と再発防止策の実効性がまったくないと言わざるをえない。かかる県民感情を無視した傍若無人な行動が、学校関係者や村民に恐怖と不安を与えたことは非常識の極みであり、断じて許せるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命・財産、平穏な生活、教育環境等を守る立場から県立読谷高等学校への米軍車両の無断侵入に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について強く要請する。

### 記

1. 無断侵入の詳細を県民に公表するとともに学校当局に謝罪すること。
2. 米軍人の教育と綱紀粛正を真に徹底すること。
3. 実効性のある再発防止策を公表し、兵員に徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 1 月 27 日

沖縄県読谷村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使沖縄担当  
沖縄防衛局長、沖縄県知事、沖縄県議会議長